

河原自治会運営ハンドブック

★より良い河原を目指して

★わかりやすい自治会運営を目指して

★河原のみんなが仲良く暮らせるように願って



～2025年4月から未来に向けて～

目次

まえがき

1. 行事	1
2. 役員に関する規定	4
3. 河原区各役員の仕事	5
4. その他の役員	6
5. 区内の係	6
6. 区内の団体	7
7. 納税方法について	8
8. 区会計について	8
9. 自治会新規加入者について	9
10. 冠婚葬祭等についての規定と周知の方法	9

巻末資料：まるごと事業について

まえがき

2023（令和5）年3月5日、河原区通常総会に「河原自治会運営改善会議」設置が提案・可決されました。同年5月21日第1回会議を開催、以後16回の会議の中で河原の諸課題について議論してきました。

本会議設置のきっかけは令和4年9月実施の区民アンケートでした。区民の皆さんの声から浮かび上がった課題の解決に向けて議論する場が必要であると、当時の区役員で判断したのです。その設立趣旨は次のようなものでした。

令和7年度以降、区役員が、これまで蓄積した経験のある旧住民から新規住民に移行していく中で、区の運営が難しくなるのではないかとという危惧がありました。また、様々な行事や組織、運営の仕方が現状に合わなくなっているにもかかわらず、毎年役員が変わるという状況ではそれらを見直すことが難しいと思われました。仮に役員任期を2年にしても見直しは難しいと思われました。そのようなことから、区の運営の見直しのために、「河原自治会運営改善会議」（以下「改善会議」と呼称）という特別会議の設置を思いついたのです。ただ、この会議が大きな権限を持つことは避けなければならないとの判断から、2年間に限る組織としました。

さて、改善会議では令和6年1月に再度アンケートを実施し、それをもとに3月総会で次の事項について報告・提案（可決）しました。

- ①班編成の変更
- ②納税方法の変更
- ③納涼祭の期日・場所の確定
- ④披露帳の扱いと冠婚葬祭規定の変更
- ⑤弁天祭と野神祭の早苗登祭への統合
- ⑥「まるごと事業」の区事業への位置づけ
- ⑦神明講の廃止と愛宕札配付方式の変更
- ⑧農組員の区三役への選任の当面の見合わせ

また、同年3月、区三役の向こう5年間の選任も行いました。

続いて、令和7年1月にもアンケートを実施し、修繕・危険個所や街灯新設などの報告を行いました。そして、この「河原自治会運営ハンドブック」を作成しました。防犯カメラ設置と天満宮施設についての今後の方向性も提示しました。

この2年間の改善会議の働きが区民の皆さんにどのように評価されるかはわかりませんが、会議のメンバー全員が常に真摯に話し合い、少しでもより良い河原にするために論議したことについてはご理解いただきたいと思います。私たちの仕事が少しでも河原のためになれば幸いです。私たちの仕事の不十分なところは、「より良い河原のために」という思いを引き継ぐ区民の皆さんに委ねたいと思います。これからもみんなが協力し、より良い河原になることを願ってやみません。

令和7（2025）年3月

河原自治会運営改善会議

小野孝治（副議長） 門坂恵美子 杉原博司 高井儀浩（議長）
竹田恵里 田引拓也 深井茂男 増田美佐代 藪上健

1. 行事

※綿向神社掃除、忠魂碑清掃など年によって日程が違いますので、毎年出される「河原区年間行事予定表」に従ってください。ここでは、主な行事について提示しています。

4月

- ・グラウンドゴルフ大会、お花見会〈元気かい（老人会）会長所管〉
元気かい会員対象。

5月

- ・浄光寺春季薬師講〈河原薬師講所管〉
主に河原薬師講の人が対象。一般の人でも参加できる。珍しい行者の護摩行などもある。
- ・さつまいも植え〈農組・まるごと所管〉
下旬。希望者対象。

6月

- ・春の環境整備〈区長所管〉
全戸参加。第1日曜日（雨天の場合は第2日曜日に順延）。午前8時から半日程度。
場所は出雲川堤防（道路面と道路面から草刈機が届く範囲）、ふれあい広場、天満宮東広場、会議所周辺、区駐車場、区内の気になる箇所。不参金は取らない。
役員は当日遊具点検を行う。
- ・野神社（内部）、弁天社周辺清掃
環境整備時、野神講員で行う〈※この部分、役員会で確認のこと〉。（野神社周囲の草刈りは「まるごと事業」での実施をお願いします。）
- ・早登祭（さなぼり）〈氏子総代所管〉
春の環境整備の日の午後3時から「桧神社」で実施。神主に来ていただいて五穀豊穡を祈る。令和6（2024）年から、野神・弁財天も併せてお祀りしている。旧村民中心だが、趣旨に賛同していただく方の参加も募っている。
- ・ほたる観察会（農組・まるごと所管）
上旬～中旬。出雲川畔で実施。希望者対象。

7月

- ・河原天満宮大掃除〈氏子総代所管〉
天満宮氏子全戸参加。中旬ころ。2時間程度。
- ・納涼祭〈きずな会会長所管〉
全戸対象（大人から子どもまで）。日程は「7月24日に近い土曜日か日曜日を基本とし、その年のカレンダーにより、7月の適切な土曜日か日曜日」。場所は「天満宮広場と駐車場」。夕方から実施。
- ・天満宮夏季大祭宵宮〈氏子総代所管〉
天満宮氏子全戸対象。24日。午後随時参拝。20時一斉参拝。

- ・天満宮夏季大祭〈同上〉
天満宮氏子全戸対象。25日。13:30～15:00頃。神主・巫女に来ていただ
いて祭礼挙行。区内に災害や疫病が起こらず、皆が無事に夏の暑さを乗り切ることを祈
る祭礼。

8月

- ・墓地清掃〈区長所管〉
墓地のある人対象。8月7日の直前に近い日曜日。7時半から実施。
- ・地藏堂周辺清掃〈子供会所管〉
墓地清掃後、子供会により実施。
- ・墓地参拝〈区長所管〉
墓地のある人対象。8月13日午前8時より実施。寺への連絡は区長が行う。
- ・地藏盆〈中学1年生とその保護者所管〉
25日頃。各戸がお地藏様へのお菓子などのお供えをする。「志」は子どもたちが各
戸にお願いに伺う。子供たちの健やかな成長を祈るお祭り。
- ・浄光寺施餓鬼〈浄光寺所管〉
主に河原薬師講の人が対象。一般の人も参加できる。20日頃、15時頃からの実施。
先祖等を供養する法要が中心。

9月

- ・秋の環境整備〈区長所管〉
第4日曜日（雨天の場合は10月の第1日曜日に順延する。ただし、その日が町民運
動会と重なる場合は10月の第2日曜日に順延する）。午前8時から半日程度。以下「春
の環境整備」同様。
- ・野神社（内部）、弁天社周辺清掃
環境整備時、野神講員で行う〈※この部分、役員会で確認のこと〉。（野神社周囲の草
刈りは「まるごと事業」での実施をお願いします。）

10月

- ・町民運動会〈日野公民館主催〉
第1か第2日曜日。テント設営・撤収は自警団。
- ・三世代交流食事会〈きずな会会長所管〉
全戸対象（大人から子どもまで）。町民運動会の日の夕方。冒頭、体育委員から運動
会の結果発表、並びに体育行事（区対抗野球大会、同ビーチボール大会等）の結果発表
と表彰を行う（表彰は区長による）。
- ・浄光寺秋季薬師講〈河原薬師講所管〉
主に河原薬師講の人が対象。一般の人も参加できる。大般若経転読などが行われる。
- ・さつまいも収穫体験〈農組・まるごと所管〉

11月

- ・ふれあい給食会〈きずな会会長所管〉
70歳以上対象。

- ・グラウンドゴルフ大会、食事会〈元気かい会長所管〉
元気かい会員対象。

12月

- ・クリスマス会〈子供会所管〉
24日頃。
- ・終天神祭〈氏子総代所管〉
天満宮氏子全戸対象。25日。13:30～15:00頃。神主に来ていただいて祭礼挙行。
- ・年末警戒〈自警団長所管〉
自警団全員参加。29、30日夜。
- ・年末大掃除〈区長所管〉
役員、月当番参加。30日8時から半日程度。会議所の清掃と迎春準備。

1月

- ・自警団初出式〈自警団長所管〉
自警団員全員参加。中旬。午前中。午後、総会。
- ・区会計勘定〈区長所管〉
役員参加。下旬。

2月

- ・会計監査〈区長所管〉
- ・次年度役員選考委員会〈区長所管〉
区役員全員。上旬。
- ・初天神祭〈氏子総代所管〉
天満宮氏子全戸対象。旧暦1月25日。13:30～15:00頃。神主・巫女に来ていただいて祭礼挙行。

3月

- ・区定期総会、きずな会総会〈区長所管、きずな会会長所管〉
全戸参加。原則として第1日日曜。日野公民館ホールで実施。
- ・区役員引継ぎ〈区長所管〉
新旧役員参加。中旬。
- ・元気かい総会〈元気かい会長所管〉
元気かい会員全員参加。下旬。

2. 役員に関する規定

○三役

区長、副区長、会計を三役とする。

○役員

区長、副区長、会計、会計副、氏子総代、氏子総代副、氏子会計、農業組合長、自警団長（計9名）を河原区役員とする。役員会は、河原区の運営の中心となる。

○役員を選出

三役は役員会での検討を経て就任を依頼する。就任の順番は、原則として年長者からとする。また、会計・副区長・区長という順番で経験できるように配慮する。農業組合員からは三役を選出しない（2024年度から5年間）。区役員は原則として、一軒に2人は選出できない。会計副、氏子総代、氏子総代副、氏子会計は役員会で検討して選出する。

区役員やその他の役員の選出は、町や公民館、各種関係機関への報告期限の都合から2月第2日曜日を目途に選考会を持って行う。

○役員の免除

一度氏子総代を経験した者は再度選出されない。区長、氏子総代は任期満了後2年間、河原役員に選出できない。氏子総代副は任期満了後1年間、河原役員に選出できない。会計は2年連続して選出することはできない。次年度の役員選出にあたっては、その年度を含む直近4年間に3回以上区役員を務めることになる者は選出できない。新規加入者は5年間役員に選出しない。

○役員任期

氏子総代、氏子総代副は2年、他の役員は1年とする。

○役員引継ぎ

区・きずな会両総会を受けて、3月中旬を目途に行う。

○役員報酬及び手当

区長	40,000円	副区長	30,000円
会計	30,000円	会計副	20,000円
氏子総代	40,000円	氏子総代副	30,000円
氏子会計	20,000円		
自警団長手当	20,000円	消防団員手当	20,000円/1人
農業組合長	20,000円		

○役員心付け

物品、金品等の心付けは行わない。

3. 河原区各役員の仕事

○区長

区の代表として、区の諸行事を主管する。町行政から依頼される、自治会運営に必要な事務を執り行う。町や他自治会との連絡調整にあたる。また、自治会員の要望等を聞き、役員と共に必要な措置を講じたり、他組織や機関と連絡調整や連携して善処するよう努める。災害の危険があるときは、自警団長や消防団員などと連絡を取り、対策本部の設置等必要な対応を行う。また、大雪の時は、班長を通じて全戸に出役を依頼したり、重機の出役を依頼したりする。なお、交際費は認められるが、内容を明確にして役員会の承認を得るものとする。

○副区長

「きずな会（河原福祉会）会長」として、きずな会諸行事を主管する。また、区長を補佐し、区長に事故等あるときは区長業務を代行する。

○会計

区の会計業務全般を主管する。区長、副区長と共に、区の諸行事の円滑な運営に協力する。

○会計副

会計を補佐する。会計に事故等あるときは会計業務を代行する。

○氏子総代

綿向神社の行事に参画する。河原天満宮、桜社の祭礼を主管する。弁天社・野神の見守りを行う。貸衣装は必要経費とみなす。研修旅行の参加費は半分を補助する。綿向神社日野祭は献酒3升、同正月元旦祭も3升。その場合、熨斗には「大字河原」と書く。注文は会計と相談してどちらかが行う。

○氏子総代副

氏子総代を補佐する。氏子総代に事故等あるときは氏子総代業務を代行する。「伊勢愛宕講会計」を管理し、伊勢・愛宕の神札（おふだ）の申し込みや郵送事務を行う。

○氏子会計

氏子関係の会計全般を主管する。氏子総代、氏子総代副の業務を補佐する。氏子総代の貸衣装は必要経費とみなす。同じく研修旅行の参加費は半分を補助する。綿向神社日野祭は献酒3升、同正月元旦祭も3升。その場合、熨斗には「大字河原」と書く。注文は会計と相談してどちらかが行う。

4. その他の役員

○民生委員児童委員

地域の社会福祉の増進のため、福祉事務所や町の業務への協力などを行う。原則として、新任の場合65歳未満、再任の場合75歳未満と規定されているが、弾力的な運用が認められている。任期は3年（任期の開始は12月）。民生委員を務めた者は、退任後2年間、区役員を免除する。きずな会役員会に出席する。

○公民館委員

公民館の諸行事に参画する。企画、体育（正・副）は自警団団員を中心に、文化、広報は婦人会会員を中心に選出する。ただし、平等に選出されるよう配慮するため、自警団団員、婦人会会員でない場合も就任をお願いすることがある。

○福祉協力員

民生委員と連携して活動する。きずな会役員として、きずな会行事に参画する。

○日赤奉仕団

町の防災訓練や各種イベントに参加する。きずな会役員として、きずな会行事に参画する。

○子供会指導者

子どもの保護者の代表。小学校から1名、中学校から2名（うち1名はアパートの方）。学校との連絡調整やクリスマス会の運営を行ったりする。中学校の指導者が「子供会会長」を務める。

○日野町消防団員

区からの推薦で就任をお願いする。

○会計監査

前年度の区長・副区長が行う。

5. 区内の係

○班長

月当番から届けられた配付物を班員に配る。葬儀等、区長からの緊急連絡事項を班員に伝える。

○月当番

輪番制により選出する。ただし、当該年度の役員は外す。区長から届けられた配付物を班長に配る。月末に会議所のゴミを処分し、点検表に基づいて会議所内を点検して記入する。新規加入者は月当番を3年間免除する。満75歳以上の独居者については免除する。

6. 区内の団体

○きずな会（河原福祉会） ※巻末に「規約」添付

河原区民の福祉の増進に資する各種の行事を行う。役員は次のように置く。

会長：区副区長 副会長：福祉協力委員代表 会計：区会計副

顧問：民生委員児童委員・区長

幹事：元気かい会長・婦人会会長・子供会会長・自警団団長・熟年会会長・日赤奉仕
団代表・福祉協力委員・健康推進委員

（自警団団長は会長の要請により出席する。健康推進委員は現在空席である。）

監事：自警団団長・婦人会会長

○河原元気かい（長寿会） ※巻末に「規約」添付

3月31日に満70歳以上の区民により構成する。会長はきずな会の役員として、きずな会行事に参画する。

○婦人会

50歳までの成人女性により構成する。会長はきずな会の役員として、きずな会行事に参画する。会員は河原公民館の保全に協力する。

○自警団

50歳までの成人男性により構成する。会長は区役員として自治会運営に参画する。また、きずな会の役員として、きずな会会長の要請がある時には役員会に出席する。災害の危険があるときには区長、消防団員等と連絡を取り、対策本部の設置等必要な対応を行う。団員は、区長等の依頼により、町民運動会や納涼祭のテント設営などを行う。また、年末警戒に当たる。

○熟年会（休止中）

51歳から69歳までの男性で構成する。会長はきずな会の役員として、きずな会行事に参画する。会員は順番に夜番を行う。

7. 納税方法について

自治会費用は4月に一括して一年分を納入するか、3ヶ月に一度（4月、7月、10月、1月）納入する。ただし、月ごとの納入を希望される場合は遠慮なく区長に相談していただきたい。募金は公民館経費と同様、適当な額を区会計から一括して拠出する。日本赤十字会費は、区長による徴収を原則とする。

8. 区会計について

- ①会計の締めは1月末日とする。会計監査は2月中旬に前年度区長と副区長によって行う。
- ②「特別会計（多目的積立金）」は、毎年50万円（基本的に自治会協力費の額に相当する金額）を目途に一般会計から積み立てるものとする。多目的積立金は、通常の支出では対応しにくい高額の出費（建築費、災害対策費等）に充てるものとする。
- ③団体等の助成金は次のとおりである。

きずな会	160,000円	自警団	100,000円
子供会	130,000円	クリスマス会	1人当たり1,000円（3歳児から）
元気かい	30,000円	婦人会	60,000円

※補助金を支給された団体は必ず会計決算と次年度の構成員数を区長に報告する。

- ④その他の費用は次のとおりである。
 - 河原公民館使用料 1日：5,000円 半日あるいは夜間：2,500円
 - 施設・設備・備品に破損があった場合には借主の責任において弁済するものとする。
 - 駐車場使用料 1ヶ月：1,000円／1台
 - ただし5年以上使用の場合 1ヶ月：500円／1台
 - 軽トラック借用料 3,000円 重機出役費 8,000円
 - ※軽トラ、重機（除雪作業等）については区長の要請時のみとし、燃料代修理代は所有者負担とする。
- ⑤「自治会協力費」については次のようにするが、年度毎に検討し、法人へ協力をお願いする額は出来るだけならし、差が少なくなるようにする。
 - ・空き家については6,000円（1ヶ月500円×12ヶ月）とする。
 - ・会社等法人を営業している場合は、1万円を基準とする。
 - ・平成14（2002）年3月末日までのマンション・アパートについては一棟あたり1万円とする。平成14年4月以降の新築マンション・アパートは、オーナー一人につき最低1万円とし、同一オーナー2棟目以降については10室以上は1万円、10室未満は1室につき1,000円を加算するものとする。
- ⑥広場の借用は支障のない限り無料とする。ただし、施設・設備に破損があった場合には借主の責任において弁済するものとする。
- ⑦区を代表して競技会等へ出場する場合、ジュース等の費用は区会計から拠出する。ただし、酒類については補助しない。

9. 自治会新規入会者について

自治会入会に当たっては、本ハンドブックをもとに原則として区長が河原自治会運営について説明し、5,000円の入会費をお願いする。その上で、当家に自己紹介文をお願いして区長に提出いただき、班回覧する。家族の年齢等の詳細情報は自治会運営上必要であるので、区長には届けていただく。年齢が該当する場合は、役員により自警団ならびに婦人会への加入をお願いする。元気かい加入対象者には元気かい役員から加入をお願いする。月当番は3年間、区役員は5年間免除される。入会時、区長は、本ハンドブック・該当年度総会資料（区総会、きずな会総会とも）・河原区地図・防災マップを渡すものとする。

10. 冠婚葬祭等についての規定と周知の方法

当家は、冠婚葬祭（自治会入会、逝去・通夜・葬儀、忌明け、年忌、出産、新築、結婚）についての情報を区長に届ける。区長は従来からの「披露帳」にその情報を従来通り記入し管理する。自治会内へは区長が班回覧の形で知らせる。自治会新規入会の場合は当家に自己紹介文をお願いして区長に提出いただき、班回覧する。家族の年齢等の詳細情報は自治会運営上必要であるので、区長には届けていただく。なお、新規入会費として5,000円抛出願う以外の忌明け・年忌・出産・新築・結婚はいずれも抛出金は不要である。また、通夜・葬儀にまつわる各戸から当家へのお供えは原則として次のようにする。

伽見舞（とぎみまい＝通夜のお供え） 2, 0 0 0円

ただし、これは全戸に義務付けるものではなく、生前の付き合いの濃い場合に供えるものである。また、当家が班内の場合は、班から「組中」として櫛一对と菓子盛を供えるので、班の各戸から当家への伽見舞はしない。さらに、当該班の判断によっては供え物をしなくてもよいものとする。

香典 3, 0 0 0円

伽見舞・香典とも当家から区内各戸への返礼はなし。山菓子を渡すのみとする。

還暦・古希・喜寿・傘寿・米寿・卒寿・白寿、金婚などの節目に会議所の備品を寄付したり、天満宮例大祭・初天神などに饅頭や菓子などを献じた場合も披露は行いが、個人の判断であり、河原自治会の慣行とはしない。

一方、少子化が進む状況を考慮して、区から当家への祝金を次のように行う。

結婚して区内に居住する場合 10, 0 0 0円

結婚して区外に居住する場合 5, 0 0 0円

区内で出産した場合 5, 0 0 0円

まるごと事業（「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」）について

〈滋賀県のホームページより抜粋〉

1. 制度の背景と目的

農村地域には、私たちが生きていくために必要なお米や野菜が作られている田んぼや畑があります。そして、たくさんの生きものや美しい景観、豊作に感謝する伝統文化が育まれています。

しかし、今、農家の減少や高齢化などにより、豊かな農村の恵みを維持することが難しくなりつつあります。

そこで、みんながいきいきと暮らし、農家や地域のおとなから子どもまでがチカラをあわせて行う、農地や農業用水などを維持保全する活動、田んぼや水路の生きものの調査、きれいな花を植えたりする活動などを応援しています。

2. 交付金

①農地維持支払交付金

農地法面の草刈りや水路の泥上げ、農道の路面管理などの基礎的な保全活動などに対する交付金。

②資源向上支払交付金

水路・農道・ため池の補修や生きもの調査など、地域資源の質的な向上を図るための共同活動などに対する交付金。

3. 組織

①農業者のみで構成される活動組織

※この場合は上記交付金の①のみが対象交付金になります。

②農業者及び地域住民・地域団体などで構成される活動組織

※この場合は①②ともに対象交付金になります。

4. 活動例

○再生可能エネルギー

農業用水路の落差を利用して水車による小規模発電を行って集落の街灯などに活用するとともに地域の環境学習に役立てる。

○豊かな生きものをはぐくむ取り組み

生きものの生息環境を保全するための水路魚道の設置など、生態系に配慮した取り組みを行う。

○獣害防止対策

シカやイノシシなどによる被害の軽減を図るために獣害防護柵の設置、補修などを行う。

○景観形成

農地や水路、ため池、農道の土手などに花などの景観植物を植えて美しい景観を作る。

参考

河原の「まるごと事業」の取り組み状況

獣害防護柵の設置・補修、農地法面等各所の草刈り、水路の泥上げ、虫観察会など、無理のない範囲で楽しい行事も取り入れて活動しています。年2回ある県の「まるごと事業」の研修も参考にしています。